

## 第 2 2 期 第 1 1 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和4年4月21日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 4階「ダイヤモンド」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	佐々木 信 昭
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	黒 滝 洋 子
〃	東 信 行	
〃	竹ヶ原 公	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課 副 参 事	三橋 潤一郎
	総括主幹	清 藤 真 樹
	主 幹	東 野 敏 及
	主 幹	相 坂 幸 二
	西北地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所主幹専門員	大 川 光 則

#### 4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：西部海区漁業調整委員会指示第2号に基づくいか釣り漁業の新規  
操業承認について

議案第3号：西部海区漁業調整委員会指示第3号に基づく自家用釣餌用いか釣  
り漁業の新規操業承認について

#### 5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：承認することに決定された。

第3号議案：承認することに決定された。

## 会 長

それでは、ただ今から、第22期第11回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

皆様に御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、また、いまだ新型コロナウイルスの感染の高止まりが続いている最中ですが、御出席をいただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項4件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、委員15名全員の出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

異議なしの声がありますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、尾野委員と野土委員の両名を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。  
事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

それでは説明します。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

## 会 長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、制限措置について御説明させていただきます。

資料、1枚めくりまして2ページを御覧ください。

トン数、馬力数、区域等は例年どおりでございますので、漁業種類、それから対象漁協、隻数のみの説明とさせていただきます。

まず最初、表の上段の方になります。

めばる固定式刺し網漁業。

小泊漁協19隻、下前漁協3隻、新深浦町漁協1隻となっております。

続いて、2ページの表の下の方から3ページにかけて、かれい固定式刺し網漁業。青森市漁協1隻となっております。これは、廃業見合いでの追加ということになっております。

それから、おめくりいただきまして、4ページでございます。

小型いか釣り漁業（するめいか）ということで、県内に住所を有する者1隻ということになっております。これは、前々回諮問したものでございますが、船の都合で準備が遅れたという方の分、1隻分ということになっております。

補足説明は以上でございます。

会 長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないように、そして、発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようにお願いします。

今後も引き続き遵守することを申し上げまして、次回から、この文言は割愛させていただきます。

それでは、御質問、御意見等、ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおりといたしたいと思いますが、御異

議ございませんか。

## 委員

（「異議なし」の声あり。）

## 会長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続きまして、議案第2号「西部海区漁業調整委員会指示第2号に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

いか釣りの承認漁業の申請において、相続・承継、代船等にあたらぬ新規操業承認については、資料の4にあります内規のとおり、委員会の会議に付し、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく必要があるとされています。

戻りまして、資料の1及び2を御覧願います。

去る2月9日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、北海道から1件、新潟県から1件の新規の申請がありました。添付された申請理由書から、いずれも漁業経営の安定を理由とするもので、漁協からの副申により着実な操業が担保されることにより、これにより、本県の地域活性化等が見込まれると推察されます。

資料3を御覧願います。

令和3年のいか釣り承認件数と今年度申請件数の比較ですが、県内船について、資料にはありませんが、東部海区分の295隻を加え、計461隻で、内規の490隻以内となり、また県外船が東部海区分の11隻を加えて、計27隻で、内規で定めている枠数の70隻以内に収まっている状況となっています。

以上のことから、事務局としては、今回の申請について、水揚げを通しての地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できることから、承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

県から、議案第2号につきましては、補足説明はございませんので、御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしの声もあり、御質問、御意見もないようですから、今回の新規申請について、操業を認めることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、そのとおりと決定し、承認することといたします。

次に議案第3号「西部海区漁業調整委員会指示第3号に基づく自家用釣餌用いか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

### 長根事務局長

それでは、御説明します。

自家用釣餌用いか釣り漁業における新規操業承認については、本業とするいか釣り漁業と同様に委員会の内規において委員会の会議にて御審議いただく必要があるとされております。

資料の1を御覧願います。

さる2月9日付けで発動された委員会指示に基づき、今回、三厩漁協から漁業経営の安定を理由とする新規申請が1件ありました。

資料2にあるとおり、令和3年度の承認件数と今年度の申請件数を比較して、県内船においては増加傾向にあり、資料にはない東部海区分を含めまして、前年から12隻の増加しております。

しかしながら、事務局としては、自家用釣餌用に釣られるスルメイカは少量であり、資源に影響を与えるものではないこと。また、沿岸漁業の振興等を考慮すれば、事情やむを得ないものとして承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

### 会 長

次に県から説明をお願いいたします。

### 水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

### 会 長

はい、どうぞ。

### 水産振興課 三橋副参事

議案第3号につきまして、県の方から補足説明はございませんので、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

### 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員

（「ありません」の声あり。）

会長

特に御質問、御意見もないようですから、今回の新規申請について、操業を認めることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

会長

それでは、そのとおりと決定し、承認することといたします。

これで全議案を終了し、報告事項に入ります。

まず、①の「知事管理漁獲可能量の変更について（報告）」を県から説明をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更について、御報告させていただきます。

お配りしております報告資料1を御覧ください。

令和4年3月2日及び同年3月22日付けで、県は漁業法に基づき知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

3月2日付けで公表した変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が33.4トン減って、324.7トン、30キログラム以上の大型魚が28.3トン減って514.8トンとなっております。

また、3月22日付けで公表した変更内容の概要については、30キログラム未満の小型魚が26.1トン減って、298.6トン、30キログラム以上の大型魚が、25.1トン減って、489.7トンとなっております。

これらは、国からの要望調査の後、協定管理委員会からの回答を受けて、国の調整により、消化の見込みがない本県の漁獲可能量を他の都道府県に譲渡したものです。

なお、これらの計画の変更については、漁業法に基づき、貴委員会の意見を聴く必

要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会と関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会の事前諮問をせずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和3年2月19日付け青水振第1533号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

説明は以上です。

## 会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

堀内委員、何か御意見等ございますか。

## 堀内委員

3月22日付けでの数量ですが、これは、これから変わる可能性はあるんですよね。

## 水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

## 会 長

はい、どうぞ。

## 水産振興課 清藤総括主幹

これは、この数値は決定の数値になります。変更の予定はないです。

## 堀内委員

国からの留保枠等は見込めますよね。

## 水産振興課 清藤総括主幹

今年度の留保枠の追加というのは見込めます。ただ、まだその数値について確定したものはありません。これからになります。

## 堀内委員

多分、皆さん、見ている人、これだけ見れば青森県減るのかというふうになると思うんですが、補足として、これから国の方で数量を確定します。予定でもいいですので、口頭でも言っていただければ、多分、組合長さん、もっと納得するのではないかと思います。

私が、来月の24日、水政審の資源管理部会で数量を聴いて参ります。例年どおりマイナスになることはないはずだと思っております。その辺等、補足をもう少しして

いただければと思います。

会長、以上です。

#### **水産振興課 清藤総括主幹**

この、今日、皆さんに御報告したのは、令和3年度第7管理期間の精算という形になります。ですから、最終的には、この他県に融通してきたものはそのメリット措置として、第8管理期間に青森県に、率とかあると思いますが、割当てられることが予定されています。

基本的な配分というのは、497トンというのは変わらずに、それプラス留保枠の、他県融通枠のメリット措置とか、国際的な増枠分とか、そういうものを足して県内の総合的な漁獲配分になる予定になっています。

現在は、基本配分については、もう決定したものになっていますので、その分については県のホームページの方に公表しています。ただ、その留保枠とかメリット措置とかは、これからになります。それが合わさって、青森県の第8管理期間のトータルの配分になる予定になります。

以上です。

#### **会 長**

これは、結局、令和3年度の処理の話ということなんでしょう。

#### **水産振興課 清藤総括主幹**

はい、そうです。

#### **会 長**

4月1日からの新年度の枠というのは、基本枠は、前回管理委員会でも示されたやつは把握していますけども、それに上乘せしてくるやつ、部分については、これから5月の中旬あたりに出てくるということ。

#### **水産振興課 清藤総括主幹**

基本的な計算の仕方というのは、うちの方に照会してきて、ある程度数値は出てきています。その数値について、これから皆さんに御意見を伺うような手続きをしております。それをもって、県として、その配分枠を確保することになって、管理委員会の方で配分ということになってきます。

#### **会 長**

あり得ない話ではないですけども、例えば、今月とか来月早々にまぐろのはえ縄とか、一本釣りとか始まる前に何かのたれこみとか、そういうのでまぐろが入網したと

か、そういうことになった時は、基本枠で初めは処理していくということなんでしょう。

#### 水産振興課 清藤総括主幹

はい、そうなります。

#### 会 長

そのこのところ、やはりきちんとアナウンスしてくれないと、パッと見た時には、数字で見た時に、令和4年というところだけ一人歩きして、これだけ見れば、例えば、小型魚、変更前から変更後に33トン減っていると。

それから更に26.1トン、合計で59トンも減るのかと、というような感覚を持つこともあるので、その辺は誤解を与えないように、これはあくまでも令和3年度の処理をしたやつの決定だということも申し添えてやらないと、これが新規の枠のように捉えてしまう可能性もあるので、その辺は、皆さんにアナウンスする時は、誤解を与えないような説明をしていただければと思っていますけども、どうでしょう。

#### 水産振興課 清藤総括主幹

はい、分かりました。

#### 会 長

ということですがけれども。

県からの報告、あとはまぐろ管理委員会の会長である堀内委員からの質問等がございましたけども、他にございませんか。

御質問はないようですので、それでは、②の「第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告お願いします。

#### 八島主任専門員

それでは、3月7日にWebで開催されました、第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について、御報告いたします。

西部海区からは、立石委員が出席し、事務局からは、長根事務局長と八島が傍聴いたしました。

会議の概要ですが、(1)太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示については、原案どおり委員会指示を発動することを決定しました。

この件につきましては、委員の皆様も既に新聞・テレビの報道等で御存知かとは思いますが、委員会指示の主な内容としては、現在、採捕が禁止されている遊漁の採捕制限を6月から大型魚に限り、持ち帰りは1人1日あたり1尾までとし、更に採捕した場合は、直ちに放流しなければならない。違反した場合は、罰則の対象となる。小

型魚の採捕は引き続き禁止とし、この委員会指示の有効期間は、来年3月までとなっています。

また、6月から12月までの期間を四つに分け、各期10トンずつを目安とし、10トンを超えるおそれがある場合は、その期間は採捕を禁止する。採捕の数量の累計が概ね40トンを超す可能性が出てきた場合は、再度採捕を禁止する。水産庁への採捕の報告義務には、遊漁船の情報も追加となっています。

また、この遊漁の採捕数量は枠の配分ではなく、国の留保分から遊漁分への見合い分となっております。

なお、資料の2枚目以降に広域漁調の会議資料を抜粋したものを添付しておりますので、後ほど御覧ください。

その他、(3)、(4)の委員会指示2件を発動することを決定し、(4)フロンティア漁場整備事業の計画変更書案についての回答案が承認されました。

また、その他で令和4年度の資源管理予算及び日本海西部・九州西マアジ広域資源管理方針に基づく令和3年度の取組状況について説明がありました。

次回の開催予定は11月頃を予定しています。

事務局からの報告は以上です。

## 会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等ございませんでしょうか。

じゃ、私の方から一つ、二つ。

例えば、遊漁のマグロの関係で、1人1日あたり1尾ということなんですけども、極論なんですけども、10人乗ってれば10尾まで獲れるということで考えてもいいんですか。

## 水産振興課 清藤総括主幹

制度としては、そのようになっています。

## 会 長

例えば、10日続けて行って、10日続けた場合、それも可能だということで、一方で、数量10トンという括りがあるんですけども、これの担当は、どこで、誰がガバナンスすることになんですか。

## 水産振興課 清藤総括主幹

昨年も数量の上限はなかったんですけども、報告に関しては水産庁の方で取りまとめてやっていました。

会 長

報告者のそういう善意に基づいたものだということなんでしょう。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、そうなります。

会 長

性善説に基づいてこれをやると。

はい、どうぞ。

長根事務局長

この事務局の、水産庁側からの今の点についての説明ですけども、水産庁で開設しているホームページで報告してくださいと。このホームページでの去年の報告の状況を見ると、そう遅くないという水産庁の判断のようです。

やはり、委員からは、どうしてもタイムラグがあって、去年のように夏場にあれだけ禁止をかける前後で報告が集中して、いきなり超過という、そういうことがあったにも係わらず、水産庁の説明とすれば、リアルタイムに報告されているようなので、すぐにストップがかけられるという説明でした。

納得できていない方もおられたとは思いますが。

会 長

ほぼできないでしょう。と思いますけども。

山本委員

ちょっといいですか。

会 長

はい、どうぞ。

山本委員

ちょっと、このやり方だと納得できないね。

一船に1本だと話は分かるけどさ、これ10人乗って10本揚がるでしょ。

100キロ、10本獲るか。そうすればそういうのも矛盾してくるわけ。

そのマグロ、どこに行くかと、獲ってきたもの、投げるわけでもないし、皆、業者もおそらく販売すると思うんだ。いや、これだともう1回考えてもらわないといけいな、これはな。

1艘の船で1本釣るのは話分かるんだ。10人乗っていて10本、5艘で行けば

50人だ。それだと、それはちょっと考えようあるんでないか、どうですか、会長。

#### 堀内委員

山本委員のおっしゃるとおりで、私も水政審の方で何回も意見、質問あげています。

水産庁の方からは、明確な回答は得られていません、現状。遊漁者の善意に任せての報告を待っているだけだと。積極的に取り締まる等の話は伺ってはおりません。

あくまでも1人1本、他の人が釣れなかったら、全員集まって10人乗れば10本、1人1本ずつ、誰も証拠がないということでやっているんですけど。

これですね、10トン、10トン、10トンと4回に分けていますけど、6月頃、西日本の方からまぐろを釣っていきます。多分、去年と同じぐらいで採捕停止が出ると思います、私は。

県内でも遊漁の皆さんは否定しているようですが、そこまですんなりいかないと思っています。

#### 山本委員

このぐらいやると大騒ぎになってしまうんだ、本当に。浜でも皆、問題になっているわけ、今現在。

船1艘でこんなものだから、10人乗ったら10本、浜でも話題になっているんだ。

これ、普通の人さ聞けば皆、びっくりしてしまう。

私達しゃべる問題でないけども、ちょっと考え直してくださいや。

#### 堀内委員

会長。

#### 会 長

はい、どうぞ。

#### 堀内委員

私の方から、水産庁の待つて報告を受けるという現状ですので、私としては、県の方には、その報告があったら、裏付けなり、各浜を回って、きちんと後付の調査をしていただきたいと思います。

#### 会 長

そのことについては、日本海・九州の広域漁調の委員会指示というのがもう発動されているので、ここについては、覆すことはないんだろうと思いますけれども、遊漁者は、採捕したクロマグロ大型魚、1人1日あたり1尾を超えて保持してはならないということが全てだと思っていますので、そこを重視していただくということに尽き

るのかなとは思っておりますけども、よろしいでしょうか。

他に御質問等ございませんか。

## 委員

(「ありません」の声あり。)

## 会長

特に質問も他にないようですので、続きまして、③の「令和4年度年間計画について」を事務局から報告をお願いします。

## 長根事務局長

報告資料3を御覧ください。

色が付いたペーパーです。

真ん中の西部のところですけども、年間で委員会9回、今年、免許の切り替えがございますので、事前協議、これを1回予定しております。これに伴う公聴会1回。

黄色の部分の年9回の部分につきましては、漁業管理グループの方と今の時点でのすり合わせをしたスケジュールとなっております。

これに加えて、栽培・資源管理グループの方から国の配分等、いろんな国からのものがあれば、これに合わせるか、もしくは緊急に開催と言う事態もあるかと思っておりますけども、今のところは、この予定をしております。

5年に1回、10年に1回の免許の切り替えになりますので、この流れ、法律改正になっておる部分につきましては、次回以降、案件があまり多くない回に若干、変更となった部分と、今年度の流れですね、全体の流れ、委員会としてだけでなく、漁協側の方。あとは、新たに一般の人からのパブコメ等いろんな作業が入ってくるわけですけども、その点についての、勉強会と言ってはなんですけど報告をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

## 会長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

## 委員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

御質問もないようですので、続いて、④の「令和4年度農林水産関係職員の配置について」を事務局から報告をお願いします。

## 長根事務局長

報告資料4を御覧ください。

今年度は、水産局のメンバー、主要メンバー、ほぼ、課長、課長代理、替わっておりません。その上の部長も替わっておりません。

替わったところは、まず、水産担当の次長が替わっております。蛭名次長となっております。

あと、令和4年度の人事組織改革の中で、一番大きい部分ですけれども、出先の事務所の組織の改編が行われております。従来の水産事務所、漁港漁場整備事務所、これを一つの事務所といたしまして、それぞれに所長、副所長、水産関係は、水産普及課ということで、今までの水産業務の方を行うということで、各事務所、業務の内容とすればそのまま継続して行うということになっております。

中身については、各自で御覧ください。

以上です。

## 会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

それでは、これで議案を全て終了し、以上をもちまして第22期第11回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了：午後2時3分